

	契約係用
○	業者渡し用

令和 5 年度

## 業 務 委 託 仕 様 書

委託業務一覧表 通年業務委託番号 3 4 8名 称 本局庁舎防災設備等保守業務

特定随契の場合

その業者名 \_\_\_\_\_

要求課 施設課

(外線 896-2753)

担当者 坂口 (内線 2526 )

# 本局庁舎防災設備等保守業務 仕様書

## 1. 概要

本業務は、札幌市交通局本局庁舎及び教習所庁舎に設置されている消防用設備等について、消防法第 17 条の 3 の 3 及び関係法令に基づく点検等を実施するものである。

## 2. 履行場所

札幌市厚別区大谷地東 2 丁目

交通局本局庁舎 SRC 造、地下 1 階、地上 8 階、延べ面積 10,088.09 m<sup>2</sup>

交通局教習所庁舎 RC 造、地下 1 階、地上 3 階、延べ面積 2,846.87 m<sup>2</sup>

## 3. 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 4. 業務内容

- (1) 別表 1 に示す消防設備等の総合点検等及び機器点検等を行うこと。  
ただし、消防用ホース及び連結送水管の耐圧試験を除く。  
また、消火器の内部及び機能の点検を行う数量を別表 2 に示す。  
内部及び機能の点検を行う消火器は、別途指定する。  
点検等にあたっては、以下の関連規定等を遵守すること。
  - ・昭和 50 年消防庁告示第 14 号
  - ・平成 16 年消防庁告示第 9 号
  - ・平成 16 年消防庁告示第 10 号
- (2) 前項の結果について報告書を作成し、総合点検報告書については所轄消防署長に提出すること。
- (3) 消火器の内、内部及び機能の点検を行ったものは放出ガスの再充填（消火薬剤は再使用）、放射試験を行ったものは消火薬剤及び放出ガスを再充填すること。  
なお、点検又は再充填等のため消火器を敷地外に持ち出す場合は、返却までの期間、代替の消火器を設置すること。
- (4) 点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は次のとおりとする。
  - イ. 著しい汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
  - ロ. 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整又は支給部品との交換
  - ハ. ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- (5) 契約期間中に本業務対象機器に故障・不具合等が発生した場合は、助言等の協力を行うこと。
- (6) 本業務の履行においては、消防法、建築基準法、電気事業法及び各法に基づく政省令、その他関係法令を遵守すること。
- (7) 本業務の履行に必要とする点検資機材、代替消火器等は、受託者が用意すること。

## 5. 業務の実施

総合点検にあつては、5～6 月頃、機器点検にあつては総合点検のおおむね半年後に実施すること。

業務は原則として平日の 8:45～17:15 に実施すること。

ただし、執務に支障のあるものは執務時間外とし、詳細については委託者と協議すること。

## 6. 業務実施者

業務を実施する者は、消防法施行規則第31条の6第5項に定める有資格者とする。  
業務を実施する者の内から、業務責任者を選任し書面をもって通知すること。

## 7. 提出書類

### (1) 契約時の提出書類

業務着手届（業務着手日に提出のこと）・・・ A4-1部

イ. 業務責任者指定通知書

ロ. 経歴書

ハ. 雇用関係を証する書類

ニ. 保守管理体制表（会社組織系統）

ホ. 年間作業工程表

以上を袋とじとし1部提出すること。

(2) 実施工程表は、実施予定日の10日前までに2部提出すること。

(3) 点検報告書は以下のとおりとし、点検後1ヵ月以内に提出すること。

イ. 消防用設備等点検結果報告書

①総合点検報告書・・・2部（うち1部は所轄消防署長へ提出すること。）

②機器点検報告書・・・1部

ロ. 非常用の照明装置定期検査結果報告書・・・1部

ハ. 作業写真（各設備毎の点検状況）・・・1部

(4) 業務完了届

各点検報告書提出時及び年度末に提出すること。

## 8. 押印省略等の取組み

札幌市交通局の物品・委託業務契約における事務手続きに際し使用する文書について、「札幌市交通局物品・業務委託契約における押印省略の取組みについて」のとおり、電子メールの利用及びそれに伴う押印省略の取組みを実施する。

## 9. 支払い

本業務の支払い回数は3回とし、別紙支払い内訳表に基づくこととする。

1回目は総合点検の報告書検査後の支払いとする。

2回目は機器点検の報告書検査後の支払いとする。

3回目は、契約期間満了時の検査後の支払いとする。

1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。

## 10. 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

(1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取組みについて理解させること。

(2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

## 11. その他

(1) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議すること。

(2) 仕様書について不明な点等は契約前に文書にて確認の上、遺漏のないように業務を遂行すること。

(3) 本業務の実施建物及びその敷地内は、禁煙とする。

(4) 点検時において、本業務対象外の機器等の異常、建物内において不審者、不審物を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。

本局庁舎防災設備等保守業務内訳書

名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
保守業務費						
業務原価						
直接労務費						
直接人件費		式	1			
直接物品費		式	1			
直接業務費計						
業務管理費		式	1			
業務原価計						
一般管理費等		式	1			
保守業務費計						
再 計						
消費税等相当額		%	10			
保守業務委託料計						

内 訳 表

名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1 直接人件費内訳	保全技師Ⅰ	人	-	-	-	
	保全技師Ⅰ（夜間）	人	-	-	-	
	保全技師Ⅱ	人	-	-	-	
	保全技師Ⅱ（夜間）	人	-	-	-	
	保全技師補	人				
	保全技師補（夜間）	人	-	-	-	
	保全技術員	人	-	-	-	
	保全技術員（夜間）	人	-	-	-	
合 計						
再 計						
2 直接物品費	直接人件費×率	式	1			
	積上げ	式	1			消火器機能点検、再充填
3 業務管理費	直接業務費×率	式	1			

防災設備保守業務 数量表（別表1）

設備名称			本局庁舎	教習所	備考
			数量	数量	
消火器具	粉末消火器	蓄圧式	92	30	
		車載式	7		
	二酸化炭素消火器 5型		4	1	
屋内消火栓設備	加圧送水装置		1		
	制御盤		1		
	消火栓		18	4	
	起動用スイッチ		18	4	
	表示灯		18	4	
	音響装置		18	4	
	表示盤		1		
	水源		1		
	呼水装置		1		
	放水試験		1	1	
スプリンクラー設備	加圧送水装置		1		
	起動装置		1		
	ヘッド		246		
	制御盤		1		
	流水検知装置		2		
	表示盤		1		
	呼水装置		1		
	送水口		1		
	圧カスイッチ		1		
	水源		1		消火栓と兼用
	末端試験弁		2		
	連動又は放水試験		1		
	自動火災報知設備	受信機 P型1級	台数	2	1
(回線数)			(31)	(11)	本局は29回線と2回線
差動式スポット型感知器		29	50		
定温式スポット型感知器		119	30		
煙感知器		209	17		
P型1級発信機		21	5		
表示灯		21	5		
音響装置(地区)		23	6		
常用電源		2	1		
予備電源		2	1		

設備名称			本局庁舎	教習所	備考
			数量	数量	
ガス漏れ火災警報設備	受信機(個別)		1		
	検知器(警報付)		4		
	中継器		1		
	常用電源		1		
	予備電源		1		
非常警報設備	放送設備	増幅器操作部	2	1	
		スピーカ	171	28	
		音量調整器	18		
		起動装置 押しボタン	1	1	
		常用電源	1	1	
		予備電源	1	1	
導及誘導標誘灯	誘導灯		10	3	
	誘導標識		20	1	
避具 避難はしこ	避難はしこ	つり下げ(金属) 2階	2		
		固定 3~8階	12		
排煙設備	制御盤	台数	2	1	
		(回線数)	(53)	(5)	
	ダンパー(FD以外)		82	2	
	排煙口		8	5	
	防火戸 片開き		32	1	
	防火戸 両開き			3	
	電動式シャッター		2		
	垂直降下式垂れ壁		4		
	煙機設備 備排	モーター駆動	2	1	
		起動盤	2	1	
	煙感知器		58	5	
水管送	送水口		1		
	放水口		7		
コ非常セントセ用	単相 100V		10		
	3相 200V		10		
非常用照明設備	蛍光灯 電池内蔵型		6		
	白熱灯 電池内蔵型		5		
	ミニ電球 電源別置型		356	80	
配線		1	1		

消火器の内部及び機能の点検を行う数量（別表2）

項目	6型	10型	20型	50型
消火器の内部及び機能の点検を行う本数	2	14	2	1
上欄の数量の内、放射試験を行う本数	1	7	1	1

# 支払い内訳表

整理番号 348

本局庁舎防災設備等保守業務

	支 払 割 合
第1回目	53.9%
第2回目	36.1%
第3回目	10.0%
合計	100.0%

# 環境方針

## 1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

## 2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局